

令和7年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



村山市にお住いの新婚世帯の方に、住宅費の補助があります。
補助を受けられるかどうか、下記によりご確認ください。

【補助対象者】

次の①～③の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得の合計が500万円未満

※奨学金を返還している方は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除できます。

- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下

【補助対象経費】

| | |
|----------|---|
| 新居の住宅費 | ① 新居の購入費 ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ③ 新居のリフォーム費用 |
| 新居への引越費用 | ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用 |

【補助金額】

夫婦ともに、**29歳以下の世帯は上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円**です。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、村山市ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

村山市子育て支援課 家庭支援係

TEL：0237-55-2111 (内線161・162)